

スポーツ振興事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、四国中央市における各種スポーツの競技力向上・市民の体力向上及びスポーツ人口の底辺拡大を図るため、スポーツ団体が行うスポーツ振興事業に対し、公益財団法人四国中央市体育協会定款第4条第1項第1号から第3号及び第6号から第7号の規定に基づき、スポーツ団体に助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成事業)

第2条 助成の対象となるスポーツ振興事業(以下「事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とし、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 各種スポーツ大会の開催。
- (2) 各種スポーツ教室の開設。
- (3) スポーツ指導者の養成。
- (4) スポーツ少年団の育成。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事業。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な直接経費とし、別表のとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 各種スポーツ大会の助成金は、20,000円とする。
- (2) 各種スポーツ教室の助成金は、25,000円とする。
- (3) 各種四国大会の助成金は、30,000円とする。
- (4) 四国中央市スポーツ指導者協議会の助成金は、30,000円とする。
- (5) 四国中央市スポーツ少年団の助成金は、30,000円とする。
- (6) 第2条第1項第5号に掲げた事業の助成金は会長が別に定める。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするスポーツ団体は、会長に助成金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を助成金検討委員会(以下「委員会」という。)に付託し、審査のうえ交付の可否を委員会が会長に報告し、その旨を助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成事業の変更及び中止又は廃止)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成事業者」という。)は、事業を変更しようとするときは計画変更承認申請書(第3号様式)を、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)届(第4号様式)を、それぞれ会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内に(ただし、年度末の場合の

場合は、翌年度の4月10日まで)にスポーツ振興事業実績報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

(助成金の交付指令)

第9条 会長は前条第1項のスポーツ振興事業実績報告書を受理した場合は、審査のうえ、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、スポーツ振興事業交付指令書(様式第6号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、助成金の請求をしようとするときは、速やかに請求書(第7号様式)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付取消し及び返還)

第11条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、公益財団法人四国中央市体育協会の移行の登記の日(平成24年6月11日)から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費
事業経費のうち、旅費、報償費、需用費、(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金その他会長が特に必要と認める経費